

熊本市電子入札立会等要領

制定 平成21年12月 総務局長決裁
改正 平成22年10月 8日契約検査室次長決裁
平成24年 3月29日総務局長決裁
平成28年 3月28日契約検査総室長決裁
令和 5年 9月21日工事契約課長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本市が実施する電子入札の開札における立会い及び傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(開札における立会い)

第2条 入札参加者は、自己が競争参加資格確認申請書を提出した案件又は指名を受けた案件の開札に立ち会うことができるものとする。この場合において、立会いを希望する者は、開札予定時刻の10分前までに電子入札立会申込書(様式第1号)を契約監理部に持参により提出するものとする。

2 電子入札立会申込書が提出された場合は、当該案件の入札参加者であることを確認し、当該案件の入札参加者に該当する場合は、立会いを承諾するものとする。

3 立会いを行う者(以下「立会者」という。)は、立会いに際し、その身分を証明するに足りる書類の提示を行うものとする。

(開札の傍聴)

第3条 入札参加者以外の者で、電子入札の開札の傍聴を希望するものは、開札予定時刻の10分前までに電子入札傍聴申込書(様式第2号)を契約監理部に持参により提出するものとする。

2 電子入札傍聴申込書が提出された場合は、入札執行に支障がない範囲で、傍聴を承諾するものとする。

3 傍聴を行う者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴に際し、その身分を証明するに足りる書類の提示を行うものとする。

4 一入札案件につき傍聴できる人数は、5名までとし、傍聴人が5名に達した時点で電子入札傍聴申込書の受付を締め切るものとする。

(立会者及び傍聴人の責務)

第4条 立会者は、公正な入札の執行についての確認のみを行うものとし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の公正な入札執行を妨げる行為を行ってはならない。

2 立会者及び傍聴人は、入札執行者の指示に従って立会い及び傍聴を行うものとし、入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行ってはならない。

3 入札執行者は、立会者及び傍聴人が前2項に規定する入札執行を妨げる行為又は入札執行に支障を及ぼすおそれのある行為を行った場合は、直ちに当該立会者の立会い及び傍聴を禁止し、退出を命ずることができるものとする。

(立会い及び傍聴の制限)

第5条 この要領の規定にかかわらず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項又は第2項の規定により落札者を決定する総合評価一般競争入札の開札については、立会い及び傍聴を行うことができないものとする。

附 則

この要領は、平成21年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。